

その1の(2) (往診診療者等の場合)

開始後10日以内に  
届け出てください

診療業務開始届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

往診診療者等が法人である場合は、  
登記されている住所・名称を記載し  
てください。

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住所 札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目〇〇番〇〇号

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

氏名 株式会社〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

届出内容の確認等が必要な場合の連絡先 (TEL・  
メールアドレス) の記載にご協力願います

〇〇〇-〇〇〇〇 ××××@××××.×××

診療業務を開始したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 往診診療者等の氏名及び住所 (名称及び主たる事務所の所在地)

個人の場合 獣医師 〇〇 〇〇 (●●家畜往診所)  
札幌市北区北〇〇条西〇〇丁目〇〇番〇〇号  
〇〇マンション〇〇〇号室

法人の場合 株式会社〇〇〇〇〇〇  
札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目〇〇番〇〇号  
(●●獣医サービス 日高郡新ひだか町●●●●●●●●●●)

往診業務において、個人氏名、  
法人名称以外の通称を用いる場  
合、診療地域に拠点を置く場合  
は参考のため括弧内に記載して  
ください。(例：●●獣医サービ  
ス、●●家畜往診所、等)

2 開始の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

往診診療者の住所 (法人は主たる事務  
所) に、消毒設備、調剤設備がある場合  
は必ず記載してください。

3 使用する主な器具及び機械の品目及び数量

品目	数量	品目	数量
聴診器	1		
超音波画像診断装置	1		
車両消毒用噴霧器	1		
煮沸滅菌器	1		

獣医療法施行規則第4条各号に掲げる  
以下の診療用機器等を所有・借受ける  
場合のみ、管理者の記載が必要です。

- ①覚醒剤取締法第2条第5項に規定する覚醒剤原料
- ②麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬及び同条第6号に規定する向精神薬
- ③エックス線装置

4 エックス線装置の有無 有 (別紙のとおり) 無

5 診療用機器等の管理者の氏名及び住所

行が不足する場合は、追加または別紙を添付してください。  
書換えた場合も、最初に登録された年月日を記載してくださ  
い (免許証の表・裏の写しを添付してください)。

6 診療の業務を行う獣医師の氏名等

氏名	登録年月日	登録番号
〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	第〇〇〇〇〇号

7 診療の業務の種類 (診療の主たる対象) 産業動物、小動物、その他 ( )

8 定款 (法人の場合に限る) 別添のとおり

複数を対象とするのであれば、主とするものが分かるよ  
うに〇を付けてください。

9 診療規程及び診療費徴収規程の有無 有 (別添のとおり) 無

- 注1 「1 往診診療者等の氏名及び住所」については、往診診療者等が獣医師である場合は、氏名の前に「獣医師」と記入すること。
- 2 「4 エックス線装置の有無」については、獣医療法施行規則第1条第1項第6号に規定するエックス線装置を備えている場合は、有に○を付け、別紙1のエックス線装置に関する概要書を添付すること。
- 3 「5 診療用機器等の管理者の氏名及び住所」については、往診診療者等が獣医療法施行規則第4条各号に掲げる診療用機器等（以下「診療用機器等」という。）を所有せず、かつ、借り受けていない場合は省略し、往診診療者等が獣医師であって自らその診療用機器等を管理する場合は「往診診療者等」と記入すること。
- 4 「6 診療の業務を行う獣医師の氏名等」については、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。
- 5 「7 診療の業務の種類」については、診療の主な対象が牛、馬、めん羊、やぎ、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第2条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付けること。  
なお、「その他」の場合は、対象を括弧内に記入すること。
- 6 「9 診療規程及び診療費徴収規程の有無」については、診療規程、診療費徴収規程その他これらに類する定めがある場合には、有に○を付け、当該規定等を添付すること。